

ご退職者様 向け
特別優遇

退職金



プレミアム定期貯金

取扱期間：令和8年2月2日(月)～令和9年1月29日(金)



～セカンドライフをもっと充実させるために、
大切な退職金のお使い道を応援します！！～

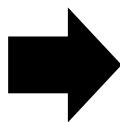
ご利用できる方：1年以内に退職金のお受取りをされた方限定

お得な金利 最大 店頭表示金利 +0.5%

(税引き後 0.398%)

ステップ①

- 1年以内に退職金を受け取られた方
(ご本人に限ります)



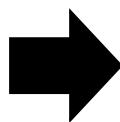
店頭表示金利

+0.4%

(税引き後 0.318%)

ステップ② ~下記項目のいずれかをご契約で~

- 公的年金の受取・予約もしくは給与
振込をしていただける方
(年金予約は57歳以上の方が対象)
- 投資信託の購入をしていただける方
一括(スポット): 100万円以上
つみたて: 月1万円以上



店頭表示金利

+0.5%

(税引き後 0.398%)

【預入期間】 1年

【預入金額】 100万円以上1,000万円未満

※上記の取扱期間中において、金利情勢等により、予告なく適用金利を変更させていただく場合がありますので、ご了承ください



・定期貯金取扱店舗（うち、★がついている店舗で投資信託の購入可能 投資信託に関する問い合わせ（口座開設・購入など）は★店舗へ）

★本店営業部 貯金課	089-943-2124	★城北支所	089-979-0970	由良出張所	089-961-2004
★生石支所	089-972-0057	★垣生支所	089-973-1000	★北条中央支所	089-993-3111
浅海出張所	089-995-0024	★北条南支所	089-994-0823	中島支所	089-997-1155
伊台支所	089-977-0226	★道後支所	089-931-8631	★桑原支所	089-945-3800
久米出張所	089-975-0101	★重信支所	089-964-2340	三内支所	089-966-2022
★麻生支所	089-956-0501	★砥部支所	089-962-2337	荏原支所	089-963-1111
★南伊予支所	089-982-0206	★伊予中央支所	089-982-0032	南山崎出張所	089-983-2500
双海支所	089-986-1122	中山支所	089-967-1122	小田支所	0892-52-3121
広田出張所	089-969-2311				

商品概要説明書

令和8年2月2日現在

商 品 名	●スーパー定期貯金（単利型）「R 8 退職金プレミアム定期貯金」
ご利用いただける方	●個人（1年以内に退職金をお受け取りになったご本人に限る）
取 扱 期 間	●令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金）
期 間	●1年(定型方式) ●満期後は自動継続（元金継続）となります。
預 入 方 法	
(1) 預入方法	●一括預入（お一人様1回限り、窓口での預入に限らせていただきます。）
(2) 預入金額	●100万円以上1,000万円未満 ※ただし、退職金受取額を上限とします。退職金受取額が1,000万円以上の場合は、契約を2口以上にしたうえで、預入合計額が退職金受取額に達するまで預入可能です。 ※退職金支給明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金が振り込まれた通帳等にて確認させていただきます。
(3) 預入単位	●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	
(1) 適用金利	●以下の取引条件に応じて金利を適用します。 ①1年内に退職金を受け取られた方（ご本人に限る） ②下記の項目のいずれかをしていただける方 ・「公的年金の受取・予約」（57歳以上の方が対象）もしくは「給与振込」をしていただける方 ・「投資信託の購入」をしていただける方 一括（スポット）：100万円以上 つみたて：月1万円以上 ①の条件を満たす場合 店頭表示金利+年0.40%（税引後0.318%）の金利を適用します。 ①+②の条件を満たす場合 店頭表示金利+年0.50%（税引後0.398%）の金利を適用します。 ●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後は、当初預入期間と同期間のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	●満期日以後に一括して払い戻します。
(3) 計算方法	●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	※令和19年12月31日までの適用となります。 ●窓口でお問い合わせください。
手 数 料	一
付 加 で き る 特 約 事 項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸付利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。 ●個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）をご利用になります。
中途解約時の取り扱い	●満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度（公的制度）	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当JA本支店（所）または金融部金融企画課（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
取 扱 期 間	●取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。
◆投資信託に関してご留意していただきたいこと◆	
<p>○投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。</p> <p>○投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。</p> <p>○JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。</p> <p>○JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。</p> <p>○投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。</p> <p>○投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。</p> <p>○一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。</p> <p>○投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等は、ファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。【購入時】購入時手数料がかかるファンドがあります。【運用期間中】運用管理手数料（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。【換金時】信託財産留保額がかかるファンドがあります。また外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。</p> <p>○お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。</p> <p>●詳しくは店舗窓口にお問い合わせください。</p>	